

令和4年2月10日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第3号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する
条例の制定について

建設緑政局

川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

1 改正理由

民間活用（川崎版PPP）推進方針（令和2年3月策定）に基づき、民間活用事業に応募する民間事業者の提案の審査や事業化後の評価を実施するにあたり、公正性、透明性、客観性の確保の観点から、学識経験者の意見を踏まえて手続きを進める必要があり、民間事業者の選定等に関して調査審議を行う民間活用事業者選定評価委員会を設置するため。

なお、指定管理者選定評価委員会については、民間活用事業者選定評価委員会の設置に伴い整理統合することとし、廃止する。

2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会
- (2) 所 掌 事 務 建設緑政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定（川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の5第1項に規定する川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。
- (3) 組 織 学識経験者10人以内の委員で構成
- (4) 委員の任期 2年

3 廃止する附属機関

川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会

4 施行期日

令和4年4月1日から

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号					○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号				
別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関					別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
(略)					(略)				
川崎市建設 緑政局民間 活用事業者 選定評価委 員会	建設緑政局が所管する <u>事務</u> <u>における民間事業者の活力</u> <u>を活用した手法</u> の導入の適 否並びに <u>民間活用に係る民</u> <u>間事業者の選定（川崎市都</u> <u>市公園条例（昭和32年川崎</u> <u>市条例第6号）第18条の5</u> <u>第1項に規定する川崎市公</u> <u>募対象公園施設設置等予定</u> <u>者選定委員会の所掌事務に</u> <u>属するものを除く。）</u> 及び 評価に関して調査審議する こと。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市建設 緑政局指定 管理者選定 評価委員会	建設緑政局が所管する <u>公の</u> <u>施設における指定管理者制</u> <u>度</u> の導入の適否並びに <u>指定</u> <u>管理者</u> の選定及び評価に関 して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
(略)					(略)				